

# 第1章 計画策定の目的と位置づけ



# 第1章 計画策定の目的と位置づけ

## 1. 立地適正化計画策定の背景と目的

### (1) 立地適正化計画策定の背景と目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、急激な人口減少や少子高齢化を背景に、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、また、財政面や経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが求められています。

このような背景を踏まえ、2014年（平成26年）8月1日に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、行政と住民や民間事業者が一体となって公共交通ネットワークと連携したコンパクトなまちづくりにより、人口密度の維持、生活サービス機能の計画的措置及び公共交通の充実を図るため、市町村は「立地適正化計画」を策定できることとなりました。

須崎市は、高度経済成長期以降、優良企業の進出等により安定した雇用創出と経済の発展による宅地需要の高まり等を背景に市街地が急速に拡大しました。

今後、2010年（平成22年）から2040年（平成52年）までの総人口は3割以上減少し、生産年齢人口も総人口に占める割合の半数近くまで落ち込む一方で、高齢者人口の割合は増加し続け4割を超す見込みとなっています。

このように人口減少や少子高齢化が急速に進む状況の中で、都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）や公共交通の維持が困難となる問題が深刻化するおそれがあります。また、市街地の拡大にあわせて整備してきた道路や下水道等の都市基盤についても老朽化が進行し、維持管理費が増大するなど、厳しい財政下における対応が困難になることも考えられます。

さらに、須崎市は、市域に約120キロのリアス式海岸線を有し、太平洋の雄大な海岸景観を抱く一方で、津波災害には脆弱な地形的特徴を持っており、過去に甚大な被害をもたらした南海トラフで発生する大地震が予測される今日では、安全・安心に都市活動を継続していく都市基盤の構築についても喫緊の課題となっています。

このため、安全で安心な須崎市の暮らしを将来にわたって持続し、須崎市の創生を成し遂げるためには、子どもから高齢者まで、多世代が暮らせるまちづくりを進めることが必要不可欠であり、産業の振興による経済の発展や住民福祉の向上、地域の活性化等の魅力あるまちづくり、また、災害に備えたまちづくりを目指していかなければなりません。

以上のことから、須崎市では、この立地適正化計画を策定するとともに、計画を実現するための施策や事業を展開し、行政と市民が一体となった中長期的な視点によるまちづくりに取り組んでいきます。

## (2) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住や医療・社会福祉・商業等の都市機能を計画的な時間軸の中で誘導し、コンパクトなまちづくりと公共交通の再編との連携によって、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を図るため、市町村が策定する計画です。

居住を維持・誘導する区域（居住誘導区域）と、都市機能を集積する区域（都市機能誘導区域）を設定しますが、これらの区域への居住や都市機能の集積は強制するものではなく、居住誘導区域外に住んでいる人もそのまま住み続けることが可能です。

### ■多極ネットワーク型コンパクトシティ

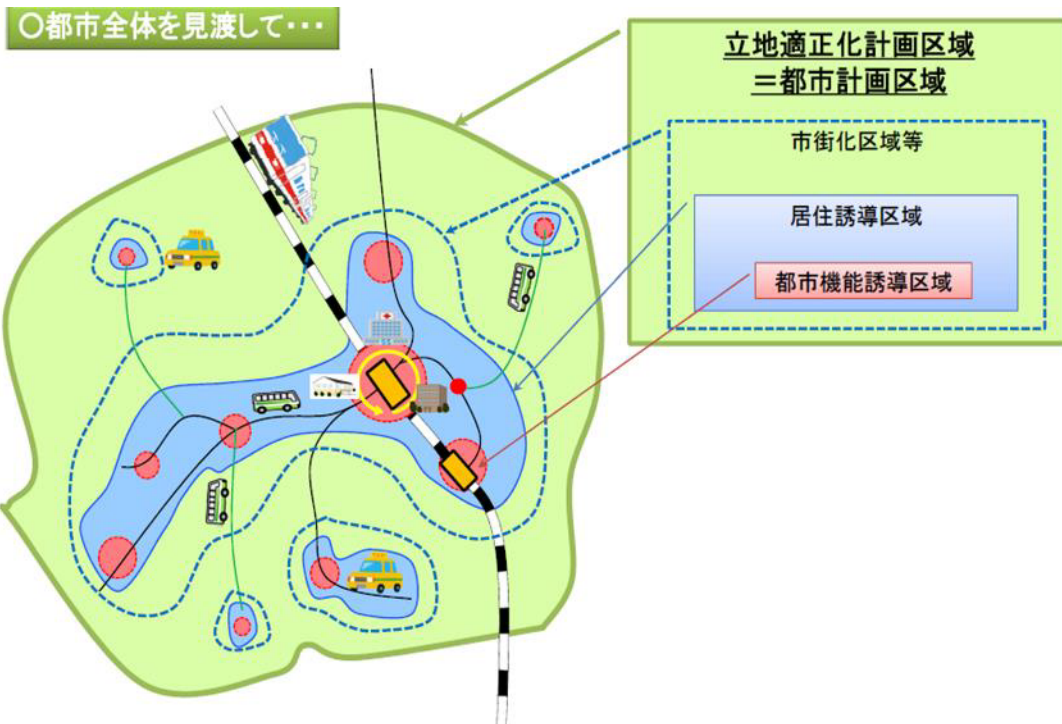


出典：国土交通省「第3回非社会保障WG資料」（2015年（平成27年）10月2日）

### ■ 立地適正化計画に定める内容

- ・ 計画の対象区域、展望する期間
- ・ 立地適正化に関する基本的な方針
- ・ 居住誘導区域、誘導を実現するための施策
- ・ 都市機能誘導区域、誘導を実現するための施策
- ・ 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定）
- ・ 公共交通のあり方
- ・ 目標値及び施策達成状況に関する評価方法

### ■ 立地適正化計画区域に定める内容



出典：国土交通省資料「コンパクトシティの形成に向けて」（2015年（平成27年）3月）

## 2. 計画の位置づけの整理

### (1) 根拠法

須崎市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）は、都市再生特別措置法第81条第1項の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めます。

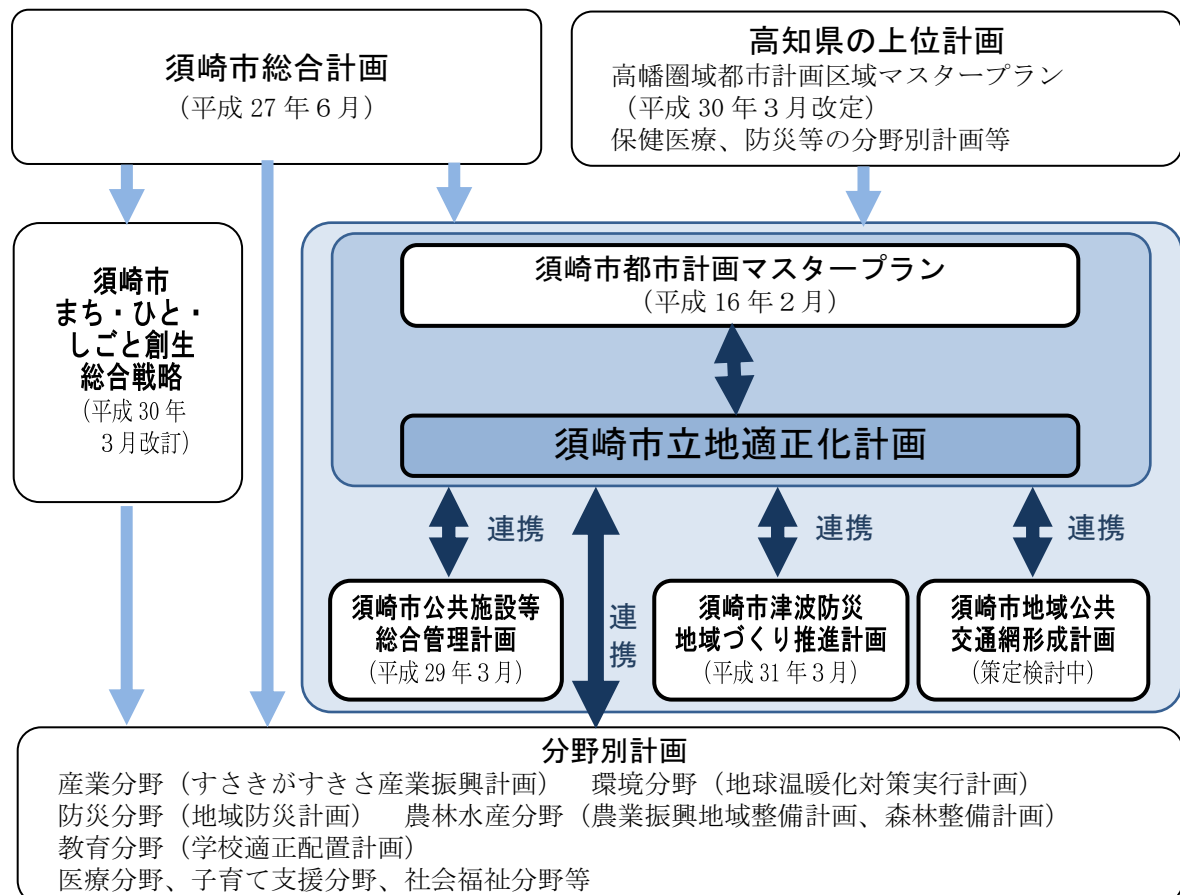
### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「須崎市総合計画」を上位計画とし、土木・都市整備分野のみならず、居住や医療・社会福祉・商業・公共交通等の様々な機能の包括的なプランとして具体的に計画するものです。

また、本計画は、都市再生特別措置法第82条に基づき、都市計画法第18条の2の規定により定める「須崎市都市計画マスタープラン」の一部とみなされ、関連計画等との整合性を図りながら定めるものです。

なお、高知県が定める「都市計画区域マスタープラン（高幡圏域都市計画区域マスタープラン）」との整合も図ることとなります。

#### ■上位・関連計画との相関図

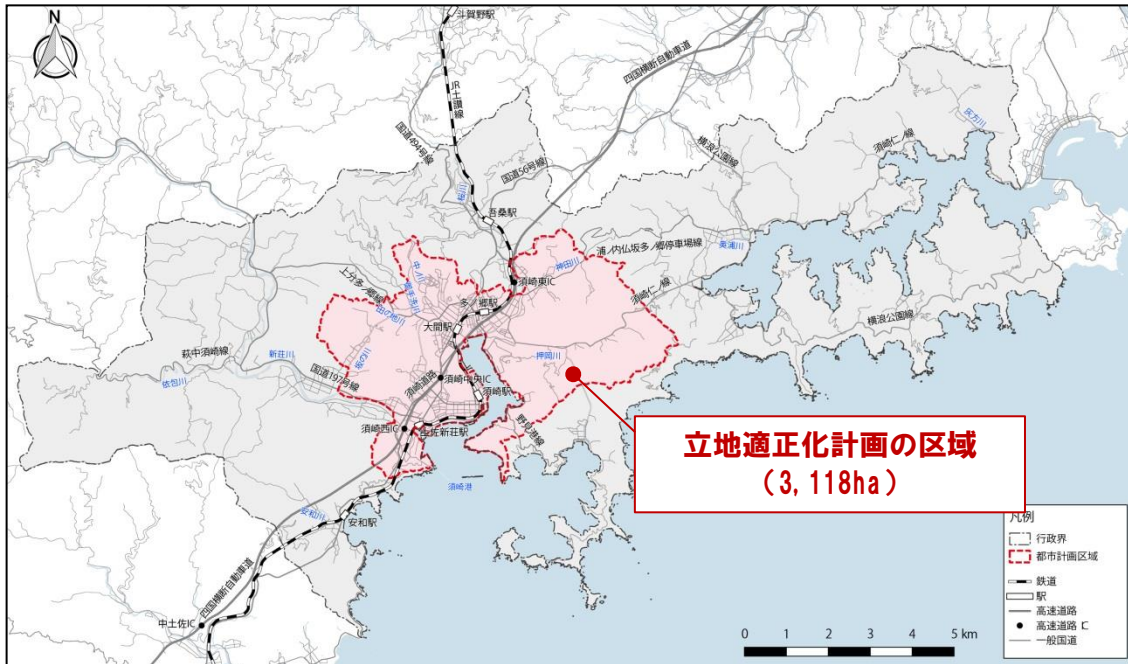




### 3. 立地適正化計画の区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、都市計画区域(3,118ha)とします。

■対象区域図



### 4. 計画期間

立地適正化計画は、概ね20年後のまちの姿を展望することとされていることから、本計画の目標年次は、2038年(平成50年)とします。

■計画期間

